

船橋市ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

(目的)

第1条 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭等生活向上事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法第31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法第35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。

(2) ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭をいう。

(3) ひとり親家庭等 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。

(4) 養育者家庭 父母のない子どもが養育者(祖父母等)により養育されている家庭をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、船橋市とし、この事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等(以下「事業実施団体等」という。)に委託することができる。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対象者

家計管理・生活支援講習会等事業及び情報交換事業はひとり親家庭等を対象とする。

子どもの生活・学習支援事業はひとり親家庭の子どもを対象とする。

(2) 事業内容

①家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する専門家による講習会の開催や個別相談を実施する事業(以下「家計管理・生活支援講習会等事業」という。)

②ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親

家庭の交流や情報交換を実施する事業（以下「情報交換事業」という。）

- ③基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行うことで、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る事業（以下「子どもの生活・学習支援事業」という。）

（４）実施方法等

① 家計管理・生活支援講習会等事業

- ア 講習内容は、講習を受講することにより受講者の家計管理能力の向上や自立につながると認められるものとする。
- イ 講習会の講師には、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識・経験を有する者を選定すること。
- ウ 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者による個別相談を実施すること。
- エ 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。
- オ 個別相談の実施により必要がある場合には、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。
- カ 講習会や個別相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

② 情報交換事業

- ア 事業を実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。
- イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。
- ㊦個人の課題の把握と解決に向けた力量形成
 - ㊧自己実現のための自己変革への意欲の高揚
 - ㊨良好な人間関係の形成への支援
 - ㊩個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援
- ウ 指導者その他この事業の関係者は、活動支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

③ 子どもの生活・学習支援事業

- ア 事業実施団体等は、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ子どもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに、子どもの良き理解者として事業運営を行うこと。
- イ 事業実施団体等及び本事業の関係者は、秘密保持に十分に配慮すること。
- ウ 事業を実施する日時、頻度等は、利用する子どもの人数等を勘案して決定

すること。

- エ 事業実施団体をひとり親家庭に派遣することにより、基本的な生活習慣の習得支援、生活指導や学習支援を行うことができる。
- オ 学習支援については、eラーニング形式など情報通信ネットワークを活用した学習支援を実施することができる。
- カ 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、衛生管理等に十分に配慮すること。
- キ 食材費については、必要に応じ実費を徴収することができる。

託児サービスの実施

必要に応じて、ひとり親家庭が、「(3) 事業内容」に掲げる事業を利用している間、ひとり親家庭の子どもを預かる託児サービスを実施すること。

- ① 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。
- ② あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- ③ 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等に十分に配慮すること。
- ④ 補食等を提供した場合は、利用者の実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

(関係機関との連携等)

第5条 この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、母子生活支援施設、福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行するものとする。